

令和元年(2019年)度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

B

■ 拠出金の概要

1 拠出金名	大陸棚限界委員会信託基金拠出金
2 拠出先国際機関名	国際連合 法務部海事・海洋法課(DOALOS)
3 拠出形態	<input checked="" type="checkbox"/> ノンイヤマーク <input type="checkbox"/> イヤマーク
4 拠出規模 (令和元年度当初予算額)	4,409千円
5 国際機関等の概要	(1) 設立年・経緯, 加盟国等の数, 本部所在地, 目的・マンデート 1997年, 大陸棚限界委員会(CLCS)は, 沿岸国が提出する大陸棚延長申請を審査する目的で国連海洋法条約(締約国数167か国+EU)に基づき設置され, 地理的配分に考慮して選出された地質学, 地球物理学, 水路学の専門家21名の委員で構成される。委員は個人の資格で任務を遂行する。CLCSの会合は年21週間, 国連本部(NY)で開催されている。CLCSには独自の事務局が存在せず, 国連海洋法条約の事務局である国連事務局法務部海事海洋法課(DOALOS)が管理している。 なお, 本来は, 同条約附属書Ⅱ第2条5の規定により, 委員会の委員の指名を行った締約国は, 当該委員が委員会の任務を遂行する間, その費用を負担することとなっているが, 途上国が自国出身の委員を指名した場合, 経済状況によっては同委員への出張経費を支弁することが困難な場合がある。そのため, 国連総会決議(A/RES/55/7パラ20)において, 事務総長に対し, 途上国出身の委員が会合に出席するための費用を支援するための信託基金の設置が要請され, 2001年に本件信託基金が設置された。なお, 日本の委員は, 外務省予算で出張, 出席している。
	(2) 主要な活動分野
	<input type="checkbox"/> 安全保障 <input type="checkbox"/> 軍縮不拡散・科学 <input type="checkbox"/> 国際経済・資源エネルギー <input type="checkbox"/> 司法 <input type="checkbox"/> 教育・文化 <input type="checkbox"/> 開発・人道 <input type="checkbox"/> 保健 <input type="checkbox"/> 環境・気候変動 <input type="checkbox"/> 地域協力 <input checked="" type="checkbox"/> その他()
6 拠出の用途及び目的	同基金への拠出により, 途上国出身のCLCS委員の旅費を支援し, CLCS会合の年3回の滞りのない開催及び勧告の採択を促す。21名のCLCS委員は衡平な地理的代表的原則に基づき選出されること, 常に半数に近い委員が途上国出身となる。他方, CLCSの定足数は3分の2とされているため, 途上国委員の出席を確保しない限り, 同定足数を満たすことができず, 勧告の採択にもつながらない。
7 担当課室	国際法局 海洋法室

評価基準1 国際機関等の活動の成果・影響力

1-1 当該機関の戦略目標, 基本的な目標・計画・重点分野, 関連する国際課題(SDGsの関連ゴール・ターゲット, 国際基準・規範の形成等)等
沿岸国は, 大陸棚を探索し, その天然資源を開発するための主権的権利を行使することが認められているが, CLCSは, 沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚の延長申請を科学的・技術的に審査し, 勧告を行う唯一の

<p>機関である。CLCSの勧告に基づいて沿岸国が設定した延長大陸棚は、最終的かつ拘束力を有するものとなる。また、大陸棚に関する様々な事項を議論・検討することで、同条約に規定する延長大陸棚の制度を実施している。</p>
<p>1-2 1-1に基づく取組・活動(他の国際機関との連携等を含む。)</p> <p>CLCSは、毎年計21週間の定期的な会合の開催を確保し(1会期7週間×年3会期)、沿岸国が提出した大陸棚延長申請を審査し、勧告を行い、また、大陸棚に関する様々な事項を議論・検討している。</p>
<p>1-3 1-2の進捗・実績及びそれによって得られた成果</p> <p>これまでに行われた89件の大陸棚延長申請のうち、CLCSは、2019年5月時点で32件について勧告を採択済みである(日本の7海域における大陸棚延長申請のうち6海域に関する勧告を含む。)。同勧告を受けて、各申請国は、条約に則った延長大陸棚を設定してきている。CLCS会合は通常年3回開催され、その進捗については、会期終了ごとに議長声明として公表され、また、勧告が採択された後には、CLCSのホームページにおいてそのサマリー(要旨)が公開されており、審査の進捗・成果について広く周知されている。過去1年間(2018年7月～2019年3月)に、延べ21名の途上国出身委員が同基金を利用し、年3回(計21週間)の会合が滞りなく開催され、3件の勧告が採択され、小委員会において計12件の大陸棚延長申請の検討が進められた。</p>
<p>1-4 (イヤマーク抛出のみ)イヤマーク抛出による取組・活動の進捗・実績及び得られた成果</p>

評価基準2 日本の外交政策上の有用性・重要性

<p>2-1 関連する日本の重要政策、外交戦略・重点分野等</p>
<p>① 関連する日本の重要政策(施政方針演説、外交演説、各種基本計画等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第198回国会における河野外務大臣の外交演説(平成31年1月28日) 日本外交の最大の課題は、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、国際法の尊重といった基本的価値に基づいた国際秩序を様々な方面からの挑戦から守り続けることにあります。 ・安倍総理大臣の第13回シャングリラ・ダイアログにおける基調演説「海における法の支配」(平成26年5月30日) ・海洋基本計画(平成30年5月) 大陸棚の延長に関し、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」(平成26年7月総合海洋政策本部決定)に沿って取組を進める。
<p>② 日本外交の関連重点分野</p> <p>地球規模課題への対応(法の支配の強化への積極的取組)</p>
<p>2-2 日本の外交政策を遂行する上での当該抛出の有用性・重要性及び日本の重要外交課題の遂行への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLCSは、沿岸国が国連海洋法条約に従って行う大陸棚延長申請を審査し、勧告を行う唯一の機関として、同条約に規定する延長大陸棚の制度を実施し、日本の主要な外交目標である「海における法の支配の促進」に貢献してきている。 ・日本が提出している大陸棚延長申請も本委員会の審査対象となっている。「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に従い、日本が行った大陸棚延長申請のうちCLCSによる勧告が先送りされている1海域について、早期に勧告が行われるよう、引き続き、抛出を通じ、定期的な会合の開催及び大陸棚延長申請の更なる迅速な審査の実現を目指すことは極めて重要。 ・信託基金への抛出を通じた日本によるCLCS支援については、CLCS議長声明に記載されるほか、例年6月に開催される国連海洋法条約締約国会議においてもCLCS議長からの報告で言及され謝意が表明されるなど、日本のCLCSにおけるプレゼンスは本件抛出を通じて強化されている。
<p>2-3 当該機関の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位の確保</p> <p>CLCSは、条約上、地質学等の専門家である21名の委員が個人の資格で(すなわち政府から独立して)任務を遂行すると規定されており、CLCSには、その発足当初(1997年)から、継続して、日本が推薦する日本人委員が選出されており、CLCSの任務遂行に貢献している。</p>
<p>2-4 当該機関との間での要人往来、政策対話等</p> <p>—</p>
<p>2-5 日本企業、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学等との関わり</p> <p>—</p>

評価基準3 組織・財政マネジメント

3-1 会計年度	1月から12月		
3-2 機関全体の財政状況			
報告年月	2018年6月受領(2017年度分)	通貨	米ドル
予算額	904,124	決算額	524,195
予算額・決算額の差	379,929	予算額に占めるその差の割合	42%
65%以上の場合、その理由	—		
3-3 本拠出の会計報告(イヤマーク拠出分のみ)			
報告年月		通貨	
報告がない場合、その理由			
予算額		決算額	
予算額・決算額の差		予算額に占めるその差の割合	
65%以上の場合、その理由			
3-4 監査			
(1)外部監査(国際連合法務部海事・海洋法課単独ではなく国連事務局全体に対して実施)			
対象年度	2017年度	報告年月	2018年7月公表
実施主体	国連会計検査委員会(BOA)		
財政状況に係る報告が正確かつ適正に作成されていることの確認 (「無」の場合にはその概要及び対応ぶり)	有		
組織・財政マネジメントに係る指摘(監査報告に含まれている場合) (「有」の場合、3-5に指摘内容を記入)	無		
(2)内部監査			
対象年度	—	報告年月	—
実施主体	—		
対象事項	—		
3-5 組織・財政マネジメント(人事・予算・調達等)に係る問題の概要・対応ぶり、更なる改善への取組・成果			
【予算関連】			
<p>CLCS会期の終了ごとにCLCS議長声明に信託基金への拠出状況や支出額等の情報が掲載される。2019年3月に発出された直近の議長声明において、2019年3月6日時点での残高が示され、2019年の会合を継続して開催するためには締約国による追加的拠出が緊急に必要である旨指摘された。</p> <p>また、毎年6月、国連海洋法条約締約国会議において、CLCS会合の過去1年の活動実績及び信託基金の運営状況についての報告が行われ、日本を含む締約国は必要に応じ改善の指摘を行うことができる。同会議における各締約国からの指摘(審査の透明性の確保、迅速な審査と採択等)及び日本からの改善点の指摘(特に、同信託基金の残高不足、勧告の科学的要素に基づいた迅速な審査と採択)を踏まえ、2017年6月の選挙後最初の会合となる2017年7月、CLCS内部で改善点を検討するための作業部会が立ち上げられ、同部会で示された改善策(各小委員会からの全体会合における審査報告をより詳細なものとし、透明性を確保するとともに、全体で検討が必要な問題点を早期に共有し、対処することで迅速な審査につなげる等)が既</p>			

に実施され、透明性のある円滑な審査が可能となっている。これにより、一昨年は0件だった勧告発出数が
 昨年は3件と増加している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員数（原則、各年12月末時点、専門職以上。）								
全職員数	日本人職員数		日本人職員 の比率(%)	過去3年の日本人職員数				増減数
	2018	2018		内、幹部	2017	2016	2015	
20	0	0	0%	1	1	1	1.0	-1.0
<input type="checkbox"/>	専門職から幹部職, 幹部職内の昇進有り		名	備考	-			
4-2 当該機関の長等の重要ポストを務めている日本人職員の有無								
-								
4-3 日本人職員の採用・昇進に係る具体的な協力の実績								
-								
4-4 その他特記事項								
DOALOSの事務局費用は、国連通常予算からのみで賄われており、本件拠出金とDOALOS邦人職員数はリンクしていない。								